

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は中国地方の中南部、広島県西部に位置し、中四国地方で最大の人口を有する都市であり、経済、医療、文化・スポーツ、学術・研究、行政などの高次都市機能が集積し、広島県のみならず中四国地方の社会、経済活動において中心的役割を担っている。

本市の人口は戦後一貫して増加しており、令和2年の国勢調査による10月1日現在の人口は、1,200,754人となったが、近年は、自然減に加え社会増減は横ばいであり、今後は減少に転じるものと予測されている。人口構成の推移を見ると、年少人口及び生産年齢人口の減少並びに老年人口の増加が進行しており、今後、有効な対策を講じない場合、消費の減少による地域の経済成長の低下や、就業者数の減少による人材不足などの影響を及ぼすことが懸念される。

一方、産業構造は、重工業や自動車産業を中心とした製造業という安定した基幹産業を土台とし、その上部に卸売業・小売業、サービス業などが大きなシェアを占める二重構造となっており、規模別には99.7%が中小企業で本市の従業者数の73%を中小企業が雇用しているが、中小企業の経営環境は厳しい状況が続く中、特に人手不足が大きな課題となっている。

こうした中、本市では、経済面や生活面で深く結びついている概ね60km圏内の近隣市町と都市圏を形成し、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築し、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人以上の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を図ることとしている。

そのためには、地域経済を支える中小企業が、持続的に発展していくことが必要不可欠であり、中小企業が抱える人手不足をはじめとする課題を解決し、生産性の向上が図られるよう、先端設備等の導入を促進する。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、中四国地方の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に120件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市の持続的な経済発展のためには、幅広く中小企業者の生産性向上のための取組を促進する必要があり本計画の対象区域は、本市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市内の多くの中小企業者は、どの業種であっても深刻な人手不足を抱えており、生産性の向上は喫緊の課題となっている。このため、中小企業者による幅広い取組を促すため、全ての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。